

(別紙 1)

秋田県国土強靱化地域計画

起きてはならない最悪の事態ごとの脆弱性評価結果

目標 1. 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる

最悪の事態 1-1 大地震による建物等の倒壊や火災による死傷者の発生

【想定】耐震性の低い住宅・建築物が倒壊する

①住宅の耐震化 【建設部】

- ・ 災害時の安全確保のため、生活の拠点である住宅の耐震化が必要であるが、住宅の耐震化率は70.8%（H27）と推計され、耐震化が遅れている状況であり、住宅の耐震化の促進に向けて、市町村との連携により取組を推進する必要がある。

②公共特定建築物(※)の耐震化 【建設部】

- ・ 公共特定建築物は、災害時における避難、救護、復旧対策等の災害対応拠点施設として想定され、これらの建築物の耐震化率は、県施設 96.7%（H27）、市町村施設 93.7%（H27）となっており、利用者の安全確保はもちろん、災害時の機能確保のため、早急かつ確実な耐震化を推進する必要がある。

※「特定建築物」

「建築物の耐震化の促進に関する法律」第14条第1号及び第2号による建築物

③学校の耐震化 【教育庁】

- ・ 学校の耐震化は、市町村施設は平成28年度中に、県施設は平成29年度中に完了する見込みである。一方、県立学校の天井落下防止対策は約20%と取組が遅れており、児童生徒の安全性の確保や災害時の避難所としての利用を図るため、天井・照明器具など非構造部材の落下防止対策を推進する必要がある。

④病院の耐震化 【健康福祉部】

- ・ 病院入院患者等は、迅速な避難が困難であり、死傷者が発生する危険性も高くなると見込まれることから、災害直接死を防ぐため、病院の耐震化の促進を図る必要がある。

⑤社会福祉施設等の耐震化 【健康福祉部】

- ・ 社会福祉施設等は、自力で避難することが困難な者が多く利用することから、その耐震化を促進する必要がある。

⑥指定文化財・史跡の耐震化 【教育庁】

- ・ 国・県指定文化財（建造物）や史跡（公開施設）の一部に耐震性が不十分なケースが見られることから、見学者の安全を図るため、施設の耐震化や防火設備の整備を推進する必要がある。

【想定】建築物等の倒壊により被害が拡大する

⑦市町村による空き家対策 【企画振興部】

- ・ 所有者による適切な管理が行われていない空き家が増加し、衛生・景観上の問題のほか、災害発生時の倒壊による道路の閉塞や火災発生などが懸念されることから、市町村による適切かつ円滑な対応を推進する必要がある。

⑧都市基盤の整備 【建設部】

- ・ 建築物が密集する市街地等において地震時の避難路確保や火災の延焼防止等を図るため、街路（都市計画道路）整備や市町村による土地区画整理事業等の都市基盤整備を一層推進する必要がある。

【想定】家具類の転倒により負傷する

⑨家具類の固定など室内安全対策 【総務部】

- ・ 家具の固定など家庭や事業所における室内安全対策は、揺れから身を守るだけでなく、災害発生後の迅速な避難も可能となることから、県及び市町村は、普及啓発に取り組む必要がある。

【想定】火災から逃げ遅れる

⑩住宅用火災警報器の設置 【総務部】

- ・ 住宅用火災報知器の設置は、火災の早期発見や逃げ遅れによる死者の減少につながることから、県及び市町村は、消防本部と連携して普及啓発に取り組む必要がある。

【重要業績指標】

- ① 住宅の耐震化率 70.8% (H27)、全国約 82% (H25)
- ② 公共特定建築物（県）の耐震化率 96.7% (H27)
- ③-1 学校（躯体）の耐震化率 県 95.7% (H27)、市町村 99.8% (H27)
- ③-2 非構造部材定期点検実施率 県 100% (H27 実施済み)
- ④ 病院の耐震化率 76.8% (H27)
- ⑤ 社会福祉施設等の耐震化率 89.1% (H26.10月)
- ⑨ 災害に備え家具の固定を行っている県民の割合（県民意識調査） 21.9% (H27)
- ⑩ 住宅用火災警報器の設置率 県 78.9% (H27)、全国 81.0% (H27)

最悪の事態 1-2 大規模津波等による死傷者の発生

【想定】堤防や護岸等のインフラが被害を受ける

①海岸保全施設の整備 【建設部】

- ・ 建設海岸の保全区域延長 112.4 kmに対して海岸侵食対策の整備率は 63.7% (H27) であり、津波・高潮及び波浪等による被害の防止・軽減を図るため、離岸堤や護岸等の海岸保全施設整備を一層推進する必要がある。

②河川堤防等の耐震化 【建設部】

- ・ 津波遡上の可能性がある河川堤防について、地震の影響を考慮した点検・照査を行っているところであり、引き続き耐震照査を推進し、必要に応じて堤防の嵩上げや耐震化等の対策を実施する必要がある。

③海岸保全施設（建設海岸）の老朽化対策 【建設部】

- ・ 護岸や水門等の海岸保全施設は、老朽化の進展により高潮・波浪等に対する防護機能の低下が懸念されることから、長寿命化計画を策定し、老朽化対策を計画的に推進する必要がある。

④海岸保全施設（漁港海岸）の老朽化対策 【農林水産部】

- ・ 漁港における海岸保全施設は、築造後 30 年以上の施設が増加し、地震・波浪等による防護機能の低下が懸念されることから、長寿命化計画を策定の上、優先順位を決めて対策を推進する必要がある。

【想定】津波到達までに逃げ切れない

⑤津波浸水想定の設定 【総務部】

- ・ 県は、津波防災地域づくりに関する法律に基づき、「津波浸水想定」を設定・公表（平成 28 年 3 月）している。

⑥津波ハザードマップの作成 【総務部】

- ・ 市町村は、県が平成 28 年 3 月に公表した津波浸水想定に基づく「津波ハザードマップ」を作成し、想定される被害の範囲や規模、避難場所等の周知を図る必要がある。

⑦津波避難計画の策定 【総務部】

- ・ 市町村は、平時の津波防災教育・啓発や避難訓練、津波警報等の発令時の避難対象地域、緊急避難場所、避難経路、避難勧告等を発令するための情報収集・伝達方法等を定めた「津波避難計画」を策定する必要がある。なお、県では、避難計画策定の指針を作成・提供（平成 26 年 10 月）するなど、市町村の計画策定への支援を行っている。

⑧港湾の津波防災対策 【建設部】

- ・ 港湾の背後地は地盤高が低いことから津波による浸水が想定されるが、防潮堤等の整備には膨大な費用と時間がかかることから、市町村と連携して最新の津波浸水想定に基づく臨港地区の避難計画を策定し、避難タワーなどの避難施設の整備を進める必要がある。

【重要業績指標】

- ① 海岸侵食対策整備率 63.7% (H27)
- ④-1 漁港海岸保全施設の長寿命化計画策定海岸数 0 海岸 (H27)
- ④-2 漁港海岸保全施設整備事業（機能強化・老朽化対策）の実施漁港海岸数 0 件 (H27、3 海岸実施中)
- ⑥ 津波ハザードマップの作成済み市町村数 3 市町村 (H27) / 必要 8 市町村
- ⑦ 津波避難計画の策定済み市町村数 2 市町村 (H27) / 必要 8 市町村

最悪の事態 1-3 集中豪雨等による広域かつ長期的な市街地等の浸水

【想定】河川堤防など構造物が損傷する

①河川改修等の治水対策 【建設部】

- ・ 洪水を安全に流下させるための河道掘削、築堤、放水路整備、また、洪水を一時的に貯留するダム of 整備などの治水対策を実施しているところであるが、近年、集中豪雨等による洪水被害が頻発しており、河川改修等の治水対策をより一層推進する必要がある。

②河川・ダム関連施設の老朽化対策 【建設部】

- ・ 河川及びダム関連施設は、洪水被害から住民の生命・財産を守るものであり、長寿命化計画を策定し、老朽化対策を計画的に推進する必要がある。

【想定】浸水地域に要救助者が取り残される

③洪水浸水想定区域の指定 【建設部】

- ・ 平成 27 年度の水防法改正により、水位周知河川及び洪水予報河川について、市町村が作成する洪水ハザードマップの基礎資料となる洪水浸水想定の見直しを河川ごとに進める必要がある。

④洪水ハザードマップの作成 【総務部】

- 市町村は、改正水防法に基づく想定しうる最大規模の降雨を前提とした浸水想定区域の指定等を踏まえ、洪水ハザードマップを作成し、想定される被害の範囲や規模、避難場所等について周知する必要がある。

⑤避難勧告等の判断基準等の策定（水害、高潮災害） 【総務部】

- 市町村は、国のガイドラインを踏まえ、避難勧告等の発令基準を含む「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」（水害、高潮災害）を策定する必要がある。なお、県では、マニュアル策定の指針を作成・提供（平成26年10月）するなど、市町村のマニュアル策定への支援を行っている。

【重要業績指標】

- ① 県管理河川整備率 45.8% (H27)
- ③ 想定最大規模の洪水による浸水想定区域の指定 0 河川 (H27) / 必要 30 河川
- ④ 洪水ハザードマップの作成済み市町村数（水防法改正前の浸水想定） 18 市町村 (H27) / 必要 18 市町村
〃 （水防法改正後の浸水想定） 今後策定に向けて検討予定
- ⑤-1 避難勧告等の判断・伝達マニュアル（水害）の策定済み市町村数 15 市町村 (H27) / 必要 25 市町村
- ⑤-2 避難勧告等の判断・伝達マニュアル（高潮災害）の策定済み市町村数
3 市町村 (H27) / 必要 6 市町村

最悪の事態 1-4 大規模な火山噴火・土砂災害等による死傷者の発生

【想定】火山噴火の情報が伝達されない

①火山防災協議会による火山災害対策 【総務部】

- 火山対策特別措置法に基づき、国、県、市町村、関係機関、専門家等で構成される「火山防災協議会」を活火山ごとに設置し、想定される火山現象の状況に応じた警戒避難体制等の対策を検討する必要がある。県内では、十和田、秋田駒ヶ岳、秋田焼山、栗駒山、鳥海山の5活火山で協議会が設置されている。

②火山ハザードマップの作成 【総務部】

- 火山防災協議会では、噴火の可能性が高い5つの常時観測火山について、それぞれ噴火した場合の規模や影響が及ぶ範囲を想定する「噴火シナリオ」及び「火山ハザードマップ」を作成する必要がある。秋田駒ヶ岳、秋田焼山、鳥海山は作成済みであり、十和田、栗駒山は策定に向けて協議中。

③噴火時等の避難計画の策定 【総務部】

- 火山防災協議会では、噴火の可能性が高い5つの常時観測火山について、それぞれの火山の特性に応じた情報収集・伝達、避難勧告等の対象地区、避難体制、避難経路、避難施設などを定めた「避難計画」を策定する必要がある。秋田駒ヶ岳は策定済みであり、他の火山についても策定に向けて協議中。

④噴火時等の住民・登山客等への情報伝達体制の整備 【総務部】

- 気象庁が観測・監視・評価の結果に基づき発表する「噴火警報」「噴火予報」「噴火速報及び火山の状況に関する解説情報」は、県の総合防災情報システムを通じて即時に市町村に伝達されることとなっている。市町村は、気象庁の情報を住民や登山客等が把握しやすい避難小屋や観光施設、宿泊施設等を介して伝達を図るほか、防災行政無線・サイレン・緊急速報メールなど、多様な情報伝達手段を構築する必要がある。

【想定】登山客や住民が噴火に巻き込まれる

⑤避難小屋等の強化 【生活環境部】

- ・ 4つの常時観測火山（秋田駒ヶ岳、秋田焼山、鳥海山、栗駒山）にある避難小屋について、今後策定する「避難施設緊急整備計画」に基づき、噴火時の噴石等からの避難施設として利用可能な施設に改修等する必要がある。

【想定】住家が火山泥流に巻き込まれる

⑥火山噴火に伴う土砂災害対策 【建設部】

- ・ 予測の困難な火山噴火に起因する土砂災害に対して、緊急的なハード・ソフト対策を定める「火山噴火緊急減災対策砂防計画」の策定を進める必要がある。秋田駒ヶ岳、鳥海山は計画策定済みであり、今後、秋田焼山の計画を策定し、十和田及び栗駒山についても計画策定に取り組む必要がある。

【想定】土石流や崖崩れに巻き込まれる

⑦土砂災害対策施設の整備 【建設部】

- ・ 土砂災害危険箇所は県内に約7,700箇所あり、対策施設の整備を進めているものの未だ整備率は低く、土石流や崖崩れから人命・財産を保全するため、土石流危険渓流・地すべり危険箇所及び急傾斜地崩壊危険箇所等における対策施設の整備を一層推進する必要がある。

⑧土砂災害対策施設の老朽化対策 【建設部】

- ・ 土砂災害対策施設については、老朽化による機能低下が懸念されており、現在、全施設の点検・健全度調査を進めている。今後、砂防設備、地すべり防止施設及び急傾斜地崩壊対策施設の長寿命化計画を策定し、老朽化対策を計画的に推進する必要がある。

⑨土砂災害警戒区域等の指定 【建設部】

- ・ ハード対策には時間を要することから、土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等の指定を進め、市町村による避難警戒体制の整備を促進する必要がある。

⑩土砂災害ハザードマップの作成 【総務部】

- ・ 市町村は、土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域の指定等を反映した土砂災害ハザードマップを作成し、想定される被害の範囲や規模、避難場所等を周知する必要がある。

⑪避難勧告等の発令基準等の策定（土砂災害） 【総務部】

- ・ 市町村は、国のガイドラインを踏まえ、避難勧告等の発令基準を含む「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」（土砂災害）を策定する必要がある。なお、県ではマニュアル策定の指針を作成・提供（平成26年10月）するなど、市町村のマニュアル策定への支援を行っている。

【重要業績指標】

- ② 火山ハザードマップの作成 3火山（H27）／必要5火山
- ③ 噴火時等の具体的で実践的な避難計画の策定 1火山（H27）／必要5火山
- ④ 複数の情報伝達手段を整備している市町村数 15市町村（H27）
- ⑤ 国の避難施設緊急整備地域指定後に示す予定
- ⑥ 火山噴火緊急減災対策砂防計画の策定 2火山（H27）／必要5火山

- ⑦-1 土石流危険渓流整備率（保全人家5戸以上） 16.5%（H27）
- ⑦-2 急傾斜地崩壊危険箇所整備率（保全人家5戸以上） 34.7%（H27）
- ⑨ 土砂災害警戒区域等指定率 36.0%（H27）
- ⑩ 土砂災害ハザードマップの作成済み市町村数 20市町村（H27）／必要24市町村
- ⑪ 避難勧告等の判断・伝達マニュアル（土砂災害）の策定済み市町村数 16市町村（H27）／必要24市町村

最悪の事態 1-5 暴風雪及び豪雪による死傷者の発生

【想定】道路が雪で交通不能になる

①道路除雪等による冬期の交通確保 【建設部】

- ・ 国・県・市町村の各道路管理者が相互に連携し、それぞれの除雪計画を策定するなど、冬期の円滑な交通確保に取り組んでおり、今後も、計画的に除雪機械の更新等を進め、除雪体制の強化を推進する必要がある。
- ・ 雪崩予防柵・防雪柵等の雪害対策施設の整備を進めており、冬期の安全・安心な交通環境の確保のため、雪崩や地吹雪の恐れのある箇所への対策施設整備や老朽化した既存施設の更新等を推進する必要がある。

【想定】雪下ろしによる死傷者が多数発生する

②雪下ろし事故防止対策 【企画振興部】

- ・ 県では、除排雪作業中の安全対策の徹底について周知を図っているものの、雪下ろし中の事故は発生しているため、市町村との連携により、事故防止に向けて安全対策の効果的な普及啓発を図る必要がある。

③克雪化住宅の普及促進 【建設部】

- ・ 既存住宅の克雪化は、消融雪工事後のランニングコストの負担等により普及が進んでいないが、積雪による倒壊や雪下ろし作業中の事故等の未然防止に効果があるため、取組を促進する必要がある。

【重要業績指標】

- ③ 克雪化リフォーム実施件数 73件（H27）

最悪の事態 1-6 情報伝達の不備等による避難行動の遅れに伴う死傷者の発生

【想定】関係機関の情報が途絶する

①関係行政機関等による情報共有体制の強化 【総務部】

- ・ 災害時には、市町村・消防・警察・気象台など関係機関との情報共有体制が必要不可欠であり、被害の軽減や迅速な応急救助が図られるよう、今後も連絡体制を強化する必要がある。
- ・ 大規模災害時には、秋田県地域防災計画に基づき、防災関係機関が県災害対策本部に参集し、情報の共有を図ることとしており、今後も防災訓練等を通じ、情報収集・共有体制の強化を図る必要がある。【総務部】

②秋田県総合防災情報システムによる迅速・確実な情報伝達体制の強化 【総務部】

- ・ 県総合防災課（県災害対策本部）と市町村、消防、自衛隊、地域振興局など防災機関との情報通信手段として整備した「秋田県総合防災情報システム」（平成27年度運用開始）は、次の特徴により、大規模災害時においても迅速・確実な情報伝達（電話、データ、動画）が可能となっている。

- ・通信回線のデジタル化による情報の伝達速度や容量の大幅増
- ・有線回線（光ファイバー）によるメイン回線と衛星携帯電話によるバックアップ回線の多重化による災害時の信頼性の確保
- ・無停電電源装置や 72 時間の自家発電装置による災害体制の強化

③秋田県情報集約配信システムによる情報収集・伝達手段の確保 【企画振興部】

- ・ 県と市町村等は、一般電話回線や秋田県総合防災情報システムによる基本的な情報伝達に加え、冗長化という観点から、Jアラートによるメディアへの情報配信機能、緊急速報メールの発信機能、市町村等の関係機関との情報共有機能等を持つ「秋田県情報集約配信システム」を、非常時における多様な情報伝達手段の一つとして積極的に活用し、情報伝達体制の強化を図ることとしている。

【想定】被災現場の情報が届かない

④ヘリコプターテレビシステムによる災害情報の収集 【警察本部】

- ・ 大規模災害発生時には、秋田県警察ヘリ「やまどり」の早期運航とヘリコプターテレビシステムによる県災害対策本部室への映像送信により、迅速な情報収集と共有が図られる。

【想定】住民へ情報伝達ができない

⑤Jアラートによる情報伝達 【総務部】

- ・ 地域住民に災害関連情報を迅速かつ確実に伝達するため、全ての市町村が、「全国瞬時警報システム」（Jアラート）を導入しており、定期的な運用試験等により確実な受信・伝達体制を強化する必要がある。

⑥市町村による複数の情報伝達手段の整備等 【総務部】

- ・ 市町村による住民への情報伝達手段として、防災行政無線、登録制メール、IP告知放送、エリアメール、コミュニティFM、防災ラジオなど多様化が進められており、大規模災害時における停電等の事態に備え、複数の伝達手段を整備する必要がある。
- ・ 市町村は、多様な情報伝達手段の確保と併せて、災害種別、発令地域、天候状況、時間帯等を考慮した情報伝達手段の整備を図る必要がある。なお、県では、「多様な災害情報伝達手段の整備に関する手引き」を作成・提供（平成 27 年 3 月）し、市町村の情報伝達手段の整備への支援を行っている。
- ・ 県では、美の国あきたネットのほか、「秋田県防災ポータルサイト」（平成 26 年 12 月運用開始）やツイッター・フェイスブック等の SNS により災害情報等を提供しており、今後も迅速かつ効果的な情報提供に努める必要がある。

⑦河川水位等の観測・情報提供体制の強化 【建設部】

- ・ 県では、「秋田県河川砂防情報システム」により、河川・ダム水位や土砂災害危険度等の情報を県民へ情報提供するとともに、市町村による避難勧告等の発令判断に資するため、インターネットで公開しており、今後、老朽化の進んだ測定施設や機器の改良・更新等を計画的に進める必要がある。
- ・ 近年、中小河川においても甚大な洪水被害が発生しており、県管理河川についても水位等の観測・情報提供体制を強化する必要がある。

⑧避難勧告等の発令基準等の策定

【再掲】1-2⑦（津波避難計画の策定） 【総務部】

- ・ 市町村は、平時の津波防災教育・啓発や避難訓練、津波警報等の発令時の避難対象地域、緊急避難場所、避難経路、避難勧告等を発令するための情報収集・伝達方法を定めた「津波避難計画」を策定する必要がある。なお、県では、避難計画策定の指針を作成・提供（平成26年10月）するなど、市町村の計画策定への支援を行っている。

【再掲】1-3⑤（避難勧告等の判断基準等の策定（水害、高潮災害）） 【総務部】

- ・ 市町村は、国のガイドラインを踏まえ、避難勧告等の発令基準を含む「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」（水害、高潮災害）を策定する必要がある。なお、県では、マニュアル策定の指針を作成・提供（平成26年10月）するなど、市町村のマニュアル策定への支援を行っている。

【再掲】1-4③（噴火時等の避難計画の策定） 【総務部】

- ・ 火山防災協議会では、噴火の可能性が高い5つの常時観測火山について、それぞれの火山の特性に応じた情報収集・伝達、避難勧告等の対象地区、避難体制、避難経路、避難施設などを定めた「避難計画」を策定する必要がある。秋田駒ヶ岳は策定済みであり、他の火山についても策定に向けて協議中。

【再掲】1-4⑩（避難勧告等の発令基準等の策定（土砂災害）） 【総務部】

- ・ 市町村は、国のガイドラインを踏まえ、避難勧告等の発令基準を含む「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」（土砂災害）を策定する必要がある。なお、県ではマニュアル策定の指針を作成・提供（平成26年10月）するなど、市町村のマニュアル策定への支援を行っている。

【重要業績指標】

- ⑤ Jアラート自動起動措置の整備済み市町村数 24市町村（H27）
- ⑥ 複数の情報伝達手段を整備している市町村数 15市町村（H27）
- ⑧-1 津波避難計画の策定済み市町村数（1-2⑦の再掲） 2市町村（H27）／必要8市町村
- ⑧-2 避難勧告等の判断・伝達マニュアル（水害）の策定済み市町村数（1-3⑤-1の再掲）
15市町村（H27）／必要25市町村
- ⑧-3 避難勧告等の判断・伝達マニュアル（高潮災害）の策定済み市町村数（1-3⑤-2の再掲）
3市町村（H27）／必要6市町村
- ⑧-4 噴火時等の具体的で実践的な避難計画の策定（1-4③の再掲） 1火山（H27）／必要5火山
- ⑧-5 避難勧告等の判断・伝達マニュアル（土砂災害）の策定済み市町村数（1-4⑩の再掲）
16市町村（H27）／必要24市町村

最悪の事態 1-7 防災意識の低さによる避難行動の遅れに伴う死傷者の発生

【想定】避難の遅れにより死傷者が発生する

①自主防災活動の充実・強化 【総務部】

- ・ 市町村は、自助・共助による自発的な防災活動の促進を図るため、地域住民に対し、自主防災組織の結成を働きかける必要がある。県内の自主防災組織率は全国平均を下回っており、組織数の拡大と併せて、活動の充実・強化を図る必要がある。

②地域の防災・避難訓練の実施 【総務部】

- ・ 市町村は、地域防災力の強化を図るため、自主防災組織・水防管理団体・ボランティア団体・地域住民等と連携した訓練を実施するとともに、自主防災組織等は、各地域において避難誘導、初期消火、応急救護、避難行動要支援者の安全確保、避難所の開設・運営等の訓練を実施する必要がある。

③自主防災アドバイザーの派遣等 【総務部】

- ・ 県は、秋田県防災士会に所属している「防災士」27名（平成28年3月現在）を「秋田県自主防災アドバイザー」に委嘱しており、自治会や自主防災組織に派遣し、活動への助言等を行っている。

④学校における防災教育の充実 【教育庁】

- ・ 児童生徒が防災意識や自助の重要性を認識し、災害発生時に自ら生命・身体を守る行動ができるよう、全ての学校において防災教育の充実を図る必要がある。

⑤多様な主体が参画する防災訓練の実施 【総務部】

- ・ 災害発生時に迅速かつ冷静な行動ができるよう、県、市町村、防災関係機関及び住民等がとるべき行動を想定した実践的な防災訓練を計画的に実施する必要がある。県では、毎年度、「県民防災の日訓練」（図上訓練）及び「県総合防災訓練」・「冬期防災訓練」（会場市町村との共催）を開催している。

【重要業績指標】

- ① 自主防災組織率 県 77.3%、全国 81.0% (H27)
- ② 地域の防災訓練に参加している県民の割合（県民意識調査） 12.7% (H27)
- ③ 自主防災アドバイザーの派遣回数 47回 (H27)
- ④ 地域と連携して防災訓練等を実施する学校の割合 45.9% (H27)
(公立の幼・小・中・高・特別支援学校)

目標2. 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる

最悪の事態 2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

【想定】 備蓄など事前対策が不十分で食料・飲料水等が枯渇する

①共同備蓄物資の整備 【総務部】

- ・ 県と市町村は、地域防災計画において、災害発生時に必要となる物資 19 品目を「共同備蓄品目」として指定し、避難者 3 万 2 千人分（3 日分）を整備することとしている。市町村は平成 30 年度までに目標量を確保することとしているが、未達成の市町村が多く、取組を促す必要がある。県は、平成 27 年度に目標量を確保しており、今後は、賞味期限のある食料・飲料水等の計画的な更新を行う必要がある。

②民間事業者との物資調達協定の締結 【総務部】

- ・ 県及び市町村は、災害時に不足する生活必需品等の確保のため、災害時に民間事業者から物資を調達できる協定の締結に努める必要がある。

【想定】 救援物資が届かない

③自助による備蓄の促進 【総務部】

- ・ 水・食料等の備蓄（家族人数×3日分）をしている家庭の割合は 15.3%（H27 県民意識調査）と低く、県と市町村は、地域住民や自主防災組織等に対し、3日分の備蓄に向けた普及啓発を進める必要がある。

④避難所への備蓄の促進 【総務部】

- ・ 市町村は、災害発生時の被災者への迅速・確実な物資提供が可能となるよう、あらかじめ避難所となる施設への備蓄を進める必要がある。

⑤物流事業者との物資輸送・保管協定の締結 【総務部】

- ・ 災害時の物資輸送及び保管・仕分け等を円滑に行うため、県及び市町村は、それぞれ物流事業者に協力を要請できる協定を締結している。県では、（公社）秋田県トラック協会・秋田県倉庫協会と「災害時における緊急・救援物資輸送等及び物資の保管等に関する協定」を締結（平成 25 年 12 月）している。

⑥物資集積拠点の指定 【総務部】

- ・ 県及び市町村は、地域防災計画において、救援物資が必要となる大規模災害時には、物資の受入れ・仕分け・保管・出庫等を行う物資集積拠点をそれぞれ開設することとしており、県は一次物資集積拠点、市町村は二次物資集積拠点の候補施設をあらかじめ指定しておく必要がある。県は一次物資集積拠点として県内 5 施設を指定している。

⑦物資の輸送・保管・仕分け等に関するマニュアルの策定・運用 【総務部】

- ・ 災害時における救援物資の調達・輸送・供給に関わる業務は、災害の混乱期に多くの関係機関と緊密な連携が必要となることから、あらかじめ各関係機関の役割分担や業務の流れ、連絡調整に必要な共通様式等を整備しておくことが必要である。県では、平成 26 年 3 月にマニュアルを策定しており、今後は、本マニュアルに基づく輸送訓練など実効性を高める取組を進める必要がある。

⑧国・他都道府県等との物資応援体制の構築 【総務部】

- ・ 大規模災害時には、備蓄物資や協定締結事業者からの提供物資のほか、全国知事会の「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定」による他都道府県からの物資提供や、国からのプッシュ型支援による大量物資の輸送が想定されるため、これらの支援に対応できるよう受入体制の準備が必要である。

⑨都市公園における広域防災拠点機能の確保 【建設部】

- ・ 大規模災害時における一次物資集積拠点及び救助活動等の集結場所・ベースキャンプに指定されている都市公園について、長寿命化計画に基づき計画的に老朽化対策を推進する必要がある。

【重要業績指標】

- ① 共同備蓄物資の目標達成市町村数 1市町村 (H27)
- ② 災害時における物資の供給に関する協定の締結 (県)
コンビニ 3件、スーパー2件、飲料メーカー3件、生協 1件、石油・ガソリン 2件 (H27)
- ④-1 避難所に物資を備蓄している市町村数 13市町村 (H27)
- ④-2 物資を備蓄している避難所数 101避難所 (H27)

最悪の事態 2-2 多数かつ長期にわたる孤立集落等の発生

【想定】孤立可能性のある地区を把握できない

①孤立するおそれのある地区の現状把握 【総務部】

- ・ 市町村は、災害による孤立想定地区をあらかじめ地域防災計画に定めるほか、地すべりや雪崩発生危険箇所など、災害危険箇所等の把握に努める必要がある。

【想定】孤立地区の被害状況を把握できない

②通信手段の確保 【総務部】

- ・ 県は、通信の途絶が想定される地区に衛星携帯電話等を配備する市町村の取組への支援を行っており、平成 24 年度時点で情報通信分野における孤立は解消されている。今後は、市町村に対し、通信機器の老朽化等についても対応するよう働きかける必要がある。

【想定】孤立状態が解消できない

③孤立予防対策

再掲 1-3 ① (河川改修等の治水対策) 【建設部】

- ・ 洪水を安全に流下させるための河道掘削、築堤、放水路整備、また、洪水を一時的に貯留するダムを整備などの治水対策を実施しているところであるが、近年、集中豪雨等による洪水被害が頻発しており、河川改修等の治水対策をより一層推進する必要がある。

再掲 1-4 ⑦ (土砂災害対策施設の整備) 【建設部】

- ・ 土砂災害危険箇所は県内に約 7,700 箇所あり、対策施設の整備を進めているものの未だその整備率は低く、土石流や崖崩れから人命・財産を保全するため、土石流危険渓流・地すべり危険箇所及び急傾斜地崩壊危険箇所等における対策施設の整備を一層推進する必要がある。

再掲 4-1 ② (道路施設の老朽化対策) 【建設部】

- ・ 平成 26 年度の道路法改正に伴い、従来からの橋梁点検のほか、トンネルやシェッド等の道路施設の点検を進めており、今後、長寿命化計画を策定し、老朽化対策を計画的に推進する必要がある。

再掲 4-1③ (道路の防災対策) 【建設部】

- ・ 道路の防災対策については、橋梁の耐震補強や落石・土砂崩落等の危険箇所における道路法面対策などを進めており、災害に強い道路ネットワークを構築するため、道路の防災対策を一層推進する必要がある。

④自家発電機など電力の確保 【総務部】

- ・ 市町村は、孤立するおそれのある地区に、停電の長期化を想定した移動式自家発電機器等の配備を進める必要がある。

⑤緊急物資の備蓄 【総務部】

- ・ 市町村は、孤立想定地区ごとに、飲料水、給水用品、食料品、生活雑貨、冷暖房器具、燃料、医薬品等の物資の備蓄を進める必要がある。

【重要業績指標】

- ③-1 県管理河川整備率 (1-3①の再掲) 45.8% (H27)
- ③-2 土石流危険渓流整備率 (保全人家5戸以上) (1-4⑦-1の再掲) 16.5% (H27)
- ③-3 急傾斜地崩壊危険箇所整備率 (保全人家5戸以上) (1-4⑦-2の再掲) 34.7% (H27)
- ③-4 橋梁長寿命化修繕計画進捗率 (橋長15m以上、要対策橋梁) (4-1②の再掲) 46% (H27)

最悪の事態 2-3 消防、警察等の被災等による救助・救急活動の停滞

【想定】警察庁舎の被災等により応急活動機能を喪失する

①警察施設の機能維持 (耐震化、非常用電源の確保) 【警察本部】

- ・ 警察本部及び警察署は全て耐震化済みであり、非常用発電機の設置と併せ、災害時における警察機能の維持に努める必要がある。

②警察本部・警察署の代替庁舎の確保 【警察本部】

- ・ 警察本部及び全ての警察署において、災害時の代替庁舎を確保しており、災害時に速やかな機能移転が図られるよう、機能移転訓練等を継続実施していく。

③警察の業務継続体制の強化 【警察本部】

- ・ 警察本部及び全ての警察署において、業務継続計画を策定済みである。

④警察職員の非常招集システムの確立 【警察本部】

- ・ 大規模災害時における初動態勢の確立を迅速に行うため、職員の携帯電話に参集情報等を自動配信する「緊急参集システム」により災害警備態勢の確立を図っている。

⑤訓練による災害救助技術の向上 【警察本部】

- ・ 県総合防災訓練や市町村防災訓練に参画しているほか、様々な状況下での定期訓練を実施するなど、警察の災害救助技術の向上に努めている。

⑥災害対応装備品の充実 【警察本部】

- ・ 災害対策のため、警察本部及び各警察署において装備資機材の充実を図る必要がある。

【想定】 消防庁舎の被災等により応急活動機能を喪失する

⑦消防施設の機能維持（耐震化、非常用電源の確保） 【総務部】

- ・ 消防本部及び消防署施設の耐震化（79.0%/H27）や、非常用発電機の設置（13 本部のうち 11 本部で設置済み/H27）など、大規模災害発生時にも機能維持が可能となる対策が必要である。

⑧消防施設における燃料の確保 【総務部】

- ・ 燃料の備蓄のほか、各署所の近隣給油スタンドとの優先給油協定の締結等により、災害時における緊急車両等の燃料を確保する必要がある。

【想定】 応急活動を行う人員が不足する

⑨消防団への加入促進 【総務部】

- ・ 社会情勢の変化等により減少傾向にある消防団員の確保のため、市町村と連携した広報活動を行うとともに、機能別消防団、勤務地団員等の制度導入や消防団協力事業所の認定促進等を市町村に働きかける必要がある。

⑩消防団員の技術力の向上 【総務部】

- ・ 県では、地域防災力の中核を担う消防団員の知識・技術の習得や資質向上を図るため、県消防学校において消防団員を対象とした教育訓練を実施している。

⑪津波災害時の団員の安全確保 【総務部】

- ・ 津波災害時に消防団が安全に活動できるよう、津波のおそれのある沿岸市町村では、「消防団活動安全管理マニュアル」を策定している。

⑫緊急消防援助隊の計画的な整備 【総務部】

- ・ 大規模災害発生時など、被災都道府県内の消防力では対応困難な場合に備え、平時から「緊急消防援助隊」による全国の消防機関相互の援助体制が構築されており、本県でも災害時の効率的な受入体制を整備するとともに、各消防本部において、「緊急消防援助隊増隊計画」に基づき、計画的な登録を図る必要がある。

【重要業績指標】

- ② 警察本部及び 15 警察署において代替庁舎確保済み
- ③ 警察本部及び 15 警察署において業務継続計画策定済み
- ⑨-1 消防団員数の条例定数充足率 89.9% (H27)
- ⑨-2 機能別消防団制度導入市町村数 8 市町村 (H27)
- ⑨-3 勤務地団員制度導入市町村数 11 市町村 (H27)
- ⑨-4 消防団協力事業所数 354 事業所 (H27)
- ⑩ 消防団員の消防学校教育訓練受講者数 137 人 (H27)
- ⑪ 津波災害時の消防団活動安全管理マニュアル策定済み市町村数 8 市町 (H27) /必要 8 市町
- ⑫ 緊急消防援助隊の登録隊数 83 隊 (H27)

最悪の事態 2-4 多数の帰宅困難者等の発生に伴う避難所等の不足

【想定】被災者が避難所の場所を把握していない

①指定緊急避難場所、指定避難所の指定等 【総務部】

- ・ 災害対策基本法の改正により、市町村に指定が義務づけられている「指定緊急避難場所」「指定避難所」について、指定に至っていない市町村に早期の指定作業を促す必要がある。
- ・ 指定緊急避難場所、指定避難所の施設名称・位置・避難経路等について、ハザードマップの配布や広報への掲載等を通じて周知を図る必要がある。

②福祉避難所の指定 【健康福祉部】

- ・ 一般的な避難所では生活に支障が想定される要配慮者を受け入れるため、全ての市町村において、必要な福祉避難所を整備する必要がある。

【想定】災害発生直後に帰宅困難者が多数発生する

③帰宅困難者支援に関する協定の締結 【総務部】

- ・ 県は、災害発生時に民間事業者が自店舗を「災害時帰宅支援ステーション」として開設し、交通の途絶等により発生する帰宅困難者の受入れや情報提供を行う「災害時における帰宅困難者支援に関する協定」を締結している。

【想定】避難所等が被災して使用できない

④学校施設の防災機能の強化 【教育庁】

- ・ 太陽光発電設備や自家発電機の設置など、学校施設において最低限必要な避難所機能を整備する必要がある。

⑤都市公園における避難場所機能の確保 【建設部】

- ・ 避難場所に指定されている都市公園について、長寿命化計画に基づく老朽化対策を進める必要がある。

【想定】避難所において良好な生活環境を確保できない

⑥避難所における生活環境の整備 【総務部】

- ・ 市町村は、避難所開設準備から閉鎖までの流れ、避難所運営の体制づくり、避難所運営のルール、要配慮者に優しく女性の視点に配慮した避難所づくり等を整理した「避難所開設・運営マニュアル」を策定し、避難勧告等の発表後のスムーズな避難者の受入れと避難所における良好な生活環境の確保に、平時から取り組む必要がある。
- ・ 避難所における良好な生活環境の確保については、高齢者等の二次被害につながるなど、近年の大規模災害でも課題となっており、市町村は、『避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針』（内閣府）に基づき、バリアフリー化、避難支援室用のスペース・男女別トイレ等の確保、食物アレルギー対応など要配慮者が求める支援情報の把握等に取り組む必要がある。

【想定】避難所外の避難者を把握できない

⑦避難所以外の場所に滞在する被災者への支援 【総務部】

- ・ 平成 28 年 5 月に発生した熊本地震では、ライフラインが途絶した自宅のほか車中やテント泊など、指定された避難所以外の場所に滞在する被災者の把握等が課題となったため、市町村に対し、対応策の周知等を図る必要がある。

【重要業績指標】

- ①-1 指定緊急避難場所の指定済み市町村数 17 市町村 (H27)
- ①-2 指定避難所の指定済み市町村数 17 市町村 (H27)
- ② 福祉避難所の指定済み市町村数 19 市町村 (H27)
- ③ 災害時における帰宅困難者支援に関する協定締結事業者数 10 事業者 (H27)
- ⑥ 避難所開設・運営マニュアル策定済み市町村数 15 市町村 (H27)

最悪の事態 2-5 医療施設及び関係者の不足・被災等による医療機能の麻痺

【想定】医療施設が機能を喪失する

①災害拠点病院の耐震化 【健康福祉部】

- ・ 災害時の医療救護活動の拠点となる災害拠点病院の耐震性を確保する必要がある。

【想定】医薬品等を確保できない

②災害時における医薬品・医療機器等の供給・確保体制の整備 【健康福祉部】

- ・ 秋田県医薬品卸業協会及び秋田県医療機器販売業協会の協力のもと、災害の初動期以降に必要となる医薬品・医療機器の流通備蓄を行っている。

【想定】被災地での医療救護活動が滞る

③災害医療コーディネーターの配置 【健康福祉部】

- ・ 災害医療対策本部・地域災害医療対策本部に「災害医療コーディネーター」を配置し、DMAT（災害派遣医療チーム）の待機・出動要請や医療機関への協力要請などの調整業務を迅速に行うことにより、災害時の迅速な救命医療や避難所等における診療活動等を円滑に提供することとしている。

④災害派遣医療チームの配置【健康福祉部】

- ・ 災害現場における医療活動、広域医療搬送、被災地の病院支援等を行うDMAT（災害派遣医療チーム）が県内 13 の災害拠点病院に配置されており、県の出動要請等により、急性期（災害発生から概ね 48 時間以内）の救命活動に対応することとしている。

【重要業績指標】

- ① 新耐震化基準適合災害拠点病院数 12 病院 (H27) / 全 13 病院
- ② 秋田県医薬品卸業協会及び秋田県医療機器販売業協会と、緊急医薬品・医療機器の備蓄と提供に関する委託契約を締結済み
- ④ DMAT チーム数 22 チーム (H27)

最悪の事態 2-6 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

【想定】避難所で感染症が集団発生する

①市町村の健康危機管理能力の向上 【健康福祉部】

- ・ 衛生水準の低下による感染症のまん延を防止するため、市町村、保健所等と連携し、避難所における感染症のまん延防止対策を推進する必要がある。

②平時からの感染症予防対策の強化 【健康福祉部】

- ・ 平時からの感染症の予防対策として、予防接種を促進する必要がある。

【重要業績指標】

- ①「避難所における感染症まん延防止対策研修会」実施市町村数 0 市町村 (H27)

目標3. 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する

最悪の事態 3-1 行政施設及び職員の被災による行政機能の大幅な低下

【想定】業務が継続できない

県など行政機関の機能不全は、事後の全てのフェーズの回復速度に直接的に影響することから、レジリエンスの観点からきわめて重要であるため、いかなる大規模自然災害発生時においても、必要な機能を維持する必要がある。

①県の業務継続体制の強化 【総務部】

- ・ 県は、災害時の課室ごとの優先業務や職員参集・安否確認方法、執務環境の確保等を定めた「大規模災害時における秋田県業務継続計画」を策定（平成26年3月）している。

②市町村の業務継続体制の強化 【総務部】

- ・ 市町村の業務継続計画は、7市町村の策定にとどまっており、早期の策定を働きかける必要がある。

【想定】県庁舎が倒壊する

③県庁舎の耐震性の強化 【出納局】

- ・ 本庁舎、議会議棟、総合庁舎は耐震改修済みであり、第二庁舎は昭和56年以降の耐震基準により建設されているため、倒壊又は崩壊する危険性は低いものの、非構造部材（仕切壁、天井の内装材等）・設備機器・配管類の耐震評価を実施していないため、大規模地震等の際には、施設機能に障害が発生するおそれがある。

④執務環境の整備 【出納局】

- ・ 什器の倒壊による混乱や職員の受傷を防止するため、日頃から執務室の整理整頓を心がけ、書類等の落下防止や避難通路スペースの確保に努める必要がある。

【想定】県庁舎が停電する

⑤停電時の行政機能の確保 【出納局】

- ・ 庁舎には、商用電力が途絶した場合に備え、自家発電装置や蓄電池が設置されており、平時から3日間の運転が可能な燃油残量を維持することとしている。

⑥非常用電源等の確保 【出納局】

- ・ 停電時でも最低限の業務が継続できるよう、庁舎各フロアに電工ドラム・LANケーブル・作業灯を備えており、停電時には各課室の非常用コンセントを使用することとしている。

⑦停電対応訓練の実施 【出納局】

- ・ 停電時でも、防災拠点として必要な非常用電源や情報伝達手段を確保し、非常時優先業務を継続できるよう、年1回、訓練を実施している。

【重要業績指標】

- ② BCP（業務継続計画）の策定済み市町村数 7市町村（H27）

目標 4. 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要なライフラインや情報通信機能等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る

最悪の事態 4-1 地域交通ネットワークが分断する事態

【想定】緊急輸送道路ネットワーク等が寸断される

①高速道路・幹線道路等の整備 【建設部】

- ・ 県内の高速道路の供用率は約 85% (H27) と整備が進んできているが、まだ 3 箇所のミッシングリンクが存在しており、国や市町村等と連携して、高速道路・幹線道路等の整備を一層推進する必要がある。
- ・ 秋田自動車道について、岩手県境付近が暫定 2 車線と脆弱であり、大規模災害時に物資輸送や災害対応支援等で重要な役割を果たす日本海側と太平洋側を結ぶ横軸の機能強化を図る必要がある。
- ・ 災害時に重要な役割を担う緊急輸送道路や避難路等の整備推進、高速道路・防災拠点等へのアクセス機能の強化を図る必要がある。
- ・ あるゆる災害に対してリダンダンシー機能も考慮した災害に強い道路ネットワークを構築する必要がある。

②道路施設の老朽化対策 【建設部】

- ・ 平成 26 年度の道路法改正に伴い、従来からの橋梁点検のほか、トンネルやシェッド等の道路施設の点検を進めており、今後、長寿命化計画を策定し、老朽化対策を計画的に推進する必要がある。

③道路の防災対策 【建設部】

- ・ 道路の防災対策については、橋梁の耐震補強や落石・土砂崩落等の危険箇所における道路法面対策などを進めており、災害に強い道路ネットワークを構築するため、道路の防災対策を一層推進する必要がある。

【想定】港湾施設の機能が停止する

④港湾施設の耐震化 【建設部】

- ・ 県内の港湾における耐震強化岸壁は、秋田港と本荘港にそれぞれ 1 箇所整備されている。災害時において、港湾は背後圏への物資・人員等の供給拠点として重要な役割を担うものであり、また、東日本大震災では日本海側の港湾は被災地の太平洋側への供給拠点としても大きな役割を果たしたところであり、重要な防災拠点として、耐震強化岸壁の整備を推進し、港湾の機能強化を図る必要がある。

⑤港湾施設の老朽化対策 【建設部】

- ・ 県内の重要港湾、地方港湾の 5 港で予防保全計画を策定しており、今後、施設点検と併せて老朽化対策を計画的に推進する必要がある。

⑥港湾における業務継続体制の強化 【建設部】

- ・ 全ての重要港湾（秋田港、船川港、能代港）で B C P（業務継続計画）を策定しており、今後とも業務継続体制の強化を図る必要がある。

【想定】空港施設の機能が停止する

⑦空港施設の老朽化対策 【建設部】

- ・ 大規模災害時に物資・人員等の輸送拠点となる秋田空港、大館能代空港について、維持管理・更新計画を策定しており、今後とも施設の点検及び老朽化対策を計画的に進める必要がある。

【想定】漁港施設の機能が停止する

⑧防災拠点漁港の耐震化 【農林水産部】

- ・ 災害時に海路から緊急支援物資等を輸送する防災拠点漁港に金浦漁港を指定しているが、国の耐震設計指針が更新され、新たな基準に合致した施設強度（最大クラスの地震動に対応した耐震強化岸壁）を確保する必要がある。

【想定】鉄道施設の機能が停止する

⑨第三セクター鉄道の施設整備 【観光文化スポーツ部】

- ・ 秋田内陸縦貫鉄道と由利高原鉄道は、平時における地域交通の確保のほか、災害時における人・物資の輸送など応急救助対策にも有用であり、特に並行する国道等との一体的な整備が必要である。鉄道軌道安全輸送設備等整備事業等を活用した整備を行っているものの、整備費用の確保が課題となっている。

⑩鉄道施設・設備の強化 【東日本旅客鉄道（株）秋田支社】

- ・ JR東日本（秋田支社）では、災害に伴う被害が予想される橋梁・盛土・トンネル等の定期的な検査を行い、必要に応じて補強・取替え等の対策を実施することとしている。また、平時から、災害時を想定した警戒態勢の確立、非常参集等の防災訓練の実施、災害時に必要な資機材の整備等に努めている。

【重要業績指標】

- ①-1 高速道路供用率 約85% (H27)
- ①-2 県管理国道改良率 93.7% (H27)
- ② 橋梁長寿命化修繕計画進捗率（橋長15m以上、要対策橋梁） 46% (H27)
- ④ 重要港湾の耐震強化岸壁数 1箇所 (H27) /計画3箇所
- ⑧ （漁港）最大クラスの地震動に対応する耐震強化岸壁数 0箇所 (H27) /必要1箇所

最悪の事態 4-2 電気、石油、ガスの供給機能の停止

【想定】大規模かつ長期にわたり停電する

①電力施設・設備の強化 【東北電力（株）秋田支店】

- ・ 東北電力（株）（秋田支店）では、水害・風害・塩害・雪害・地震等の各自然災害による停電を防止するため、発電設備、送配電設備、通信設備等に関する技術基準等に適合した設備設計とすることに加え、定期的な巡視・点検など保守業務にも万全を期すこととしている。

【想定】石油類燃料が確保できない

②災害時における石油類燃料の確保～秋田県石油商業協同組合等との協定 【総務部】

- ・ 県は、秋田県石油商業協同組合・秋田県石油商業組合と「災害時における石油燃料の供給に関する協定」を締結（平成21年3月）しており、災害時には緊急通行車両や避難所の暖房等に必要な石油類燃料の調達・供給を要請することとしている。

③災害時における石油類燃料の確保～石油連盟との覚書 【総務部】

- ・ 県は、石油連盟と「災害時の重要施設に係る情報共有に関する覚書」を締結（平成26年3月）しており、災害時に石油元売り社が県内重要施設に直接燃料供給を行う際に必要な施設情報等を事前に提供している。

【想定】長期にわたりガス供給機能が停止する

④ガス供給施設・設備の強化 【東部瓦斯（株）秋田支社】

- ・ 東部瓦斯（株）秋田支社では、地震発生時のガス漏れなどの緊急事態に迅速かつ適切な保安措置がとれるよう、24時間365日の緊急出動体制を整えている。また、法令基準等に基づきガス供給設備を整備し、耐震性の高いガス導管の使用などガス供給設備の強靱化に取り組んでいる。

最悪の事態 4-3 上水道等の長期間にわたる機能停止

【想定】上水道機能が停止する

①水道施設の耐震化 【生活環境部】

- ・ 水道施設の老朽化対策と併せ、耐震化を着実に進めていく必要がある。

【想定】工業用水道機能が停止する

②工業用水道の耐震化 【産業労働部】

- ・ 各施設の耐用年数を考慮し老朽度に応じた更新又は耐震化を計画している。平成23年度から取水施設、送水施設の更新工事を順次実施してきており、今後も計画を推し進める必要がある。

【重要業績指標】

- ① 上水道（基幹管路）の耐震化率 24.3% (H27)
- ② 工業用水道施設（管路）の耐震化率 55% (H27)

最悪の事態 4-4 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

【想定】下水道機能が停止する

①下水道施設の耐震化 【建設部】

- ・ 地震時における最低限必要な下水道機能確保のため、施設の耐震化をさらに進める必要がある。

②下水道施設の老朽化対策 【建設部】

- ・ 下水道施設は老朽化が進んでいるため、長寿命化計画を策定しており、今後は、この計画に基づき計画的に老朽化対策を推進する必要がある。

③下水道における業務継続体制の強化 【建設部】

- ・ 下水道BCP（業務継続計画）について、県は策定済みであり、市町村も簡易版を含め全て策定しているところであるが、今後、計画の実効性をさらに高める必要がある。

【想定】農業集落排水施設の機能が停止する

④農業集落排水施設の老朽化対策 【建設部】

- ・ 農業集落排水施設は老朽化が進行しているものの、機能診断を実施していない地区もあり、市町村における診断の早期実施と老朽化対策の計画的実施を促進する必要がある。

【想定】浄化槽の機能が停止する

⑤合併浄化槽への転換促進 【生活環境部】

- ・ 老朽化した単独浄化槽から災害に強い合併浄化槽への転換を促進する必要がある。

【想定】し尿処理が滞る

⑥災害時におけるし尿処理等の協力体制の構築 【生活環境部】

- ・ 災害が発生した場合、秋田県環境整備事業協同組合と締結した協定に基づき、円滑にし尿の収集運搬等の協力が行われるよう、日頃から協定書の確認を行うなど、関係機関の連携を推進する必要がある。

【重要業績指標】

- ① 地震対策上重要な処理場・ポンプ場施設の耐震化率（県）56%（H27）
- ⑤ 浄化槽のうち合併浄化槽の構成比率 56.8%（H27）

最悪の事態 4-5 信号機の全面停止等による重大交通事故の多発

【想定】信号機が全面停止する

①停電時の信号機減灯対策 【警察本部】

- ・ 災害発生による道路交通の混乱防止を図るため、信号機電源付加装置の整備など、停電時の信号機減灯対策を進める必要がある。そのほか、警察本部及び各警察署では可搬型発動発電機を保有しており、停電時には信号機にケーブルを接続して電源供給を行うこととしている。

【重要業績指標】

- ①-1 自動起動型信号機電源付加装置の整備台数 98基（H27整備済み）
- ①-2 電池式信号機電源付加装置の整備台数 18基（H27）／計画53基（H32）

最悪の事態 4-6 電話、携帯電話など情報通信機能の麻痺・長期停止

【想定】長期にわたり電話、携帯電話通信が停止する

①電話施設・設備の強化 【東日本電信電話（株）秋田支店】

- ・ NTT東日本（秋田支店）では、地震・火災・風水害等に強い設備づくり、通信伝送路の複数ルート化やループ化を行うとともに、移動電源車やポータブル衛星等の災害対策機器を配備し、災害等の不測の事態に備えている。また、災害時の避難施設等での早期通信手段確保及び帰宅困難者の連絡手段確保のため、無料で利用できる災害時用公衆電話（特設公衆電話）の事前配備を市町村と連携して進めている。

②携帯電話設備の信頼性向上 【（株）ドコモCS東北 秋田支店】

- ・ NTTドコモでは、システムとしての信頼性向上として大ゾーン基地局の設置や、通信設備の耐震補強、中継伝送路の多ルート化および通信設備の二重化など通信網の整備を行っている。また、重要通信の確保のため、防災機関などに対する災害時優先電話制度、効果的なネットワークコントロール及び自治体等への携帯電話や衛星携帯電話の貸出しを行っている。

目標5. 大規模自然災害発生後であっても、経済活動を機能不全に陥らせない

最悪の事態 5-1 サプライチェーンの寸断等による経済活動の停滞

【想定】県内の企業活動が停止する

①企業における業務継続体制の強化 【産業労働部】

- ・ 県内企業のBCP（業務継続計画）の策定を促進するため、専門的ノウハウを有する保険会社等の民間企業等との連携により、計画の必要性について普及啓発するなど計画策定を支援する必要がある。

最悪の事態 5-2 石油コンビナート・重要な商業施設の損壊、火災、爆発等

【想定】石油コンビナートの損壊、火災、爆発等が発生する

①石油コンビナート防災計画の見直し 【総務部】

- ・ 国のコンビナート防災アセスメント指針や県津波浸水想定公表を踏まえ、災害の未然防止と発生災害の拡大防止を定めた「秋田県石油コンビナート等防災計画」を修正する必要がある。

②石油コンビナート防災訓練の実施 【総務部】

- ・ 石油コンビナート等防災計画に基づき、防災関係機関や特定事業所等による石油コンビナート防災訓練を年一回実施している。

③化学消火剤貯蔵タンクの整備 【総務部】

- ・ 県では、石油コンビナート災害の拡大防止のため、石油コンビナート等特別防災区域（秋田市飯島、男鹿市船川）に、化学消火剤貯蔵タンクを整備している。

④大容量泡放射システムの配備 【総務部】

- ・ 浮き屋根式屋外タンクが存する特定事業所への大容量泡放射システムの配備義務化を受け、秋田国家石油備蓄基地（男鹿地区）に大容量泡放射システムが配備（平成21年5月）されている。

【重要業績指標】

- ① 秋田県石油コンビナート等防災計画の見直し 平成30年度修正予定

目標6. 制御不能な二次災害を発生させない

最悪の事態 6-1 ため池、ダム、防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生

【想定】防災施設が損壊又は機能不全に陥る

①河川・ダム・海岸・砂防関連施設の老朽化対策

【再掲】1-2③（海岸保全施設（建設海岸）の老朽化対策） 【建設部】

- ・ 護岸や水門等の海岸保全施設は、老朽化の進展により高潮・波浪等に対する防護機能の低下が懸念されることから、長寿命化計画を策定し、老朽化対策を計画的に推進する必要がある。

【再掲】1-2④（海岸保全施設（漁港海岸）の老朽化対策） 【農林水産部】

- ・ 漁港における海岸保全施設は、築造後30年以上の施設が増加し、地震・波浪等による防護機能の低下が懸念されることから、長寿命化計画を策定の上、優先順位を決めて対策を推進する必要がある。

【再掲】1-3②（河川・ダム関連施設の老朽化対策） 【建設部】

- ・ 河川及びダム関連施設は、洪水被害から住民の生命・財産を守るものであり、長寿命化計画を策定し、老朽化対策を計画的に推進する必要がある。

【再掲】1-4⑧（土砂災害対策施設の老朽化対策） 【建設部】

- ・ 土砂災害対策施設については、老朽化による機能低下が懸念されており、現在、全施設の点検・健全度調査を進めている。今後、砂防設備、地すべり防止施設及び急傾斜地崩壊対策施設の長寿命化計画を策定し、老朽化対策を計画的に推進する必要がある。

【想定】ため池が決壊又は機能不全に陥る

②ため池ハザードマップの整備 【農林水産部】

- ・ 防災重点ため池（下流に人家、公共施設等がある大規模なため池）について、ハザードマップを作成し、地域住民に情報提供する必要がある

③農業用ため池の整備 【農林水産部】

- ・ 老朽化等により漏水・クラック・断面変形などが認められるため池については、県・市町村の支援のもと補修・補強等を進める必要がある。

【重要業績指標】

- ①-1 漁港海岸保全施設の長寿命化計画策定海岸数（1-2④-1の再掲） 0 海岸（H27）
- ①-2 漁港海岸保全施設整備事業（機能強化・老朽化対策）の実施漁港海岸数（1-2④-2の再掲）
0 件（H27、3 海岸実施中）
- ② ため池ハザードマップ作成数 238 箇所（H27）／防災重点ため池 343 箇所
- ③ 老朽ため池の整備着工箇所数 194 箇所（H27）／必要 214 箇所

最悪の事態 6-2 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

【想定】農地・森林等の荒廃により防災機能が低下する

①農業・農村の多面的機能の確保 【農林水産部】

- ・ 洪水や土砂災害の防止機能など、防災面においても農業・農村の多面的機能の確保は重要であり、中山間地域等での農業生産活動や農地・農業用施設の維持・保全活動を支援する必要がある。

②農業水利施設の保全管理 【農林水産部】

- ・ 基幹的農業水利施設（頭首工、用排水路等）のうち、詳細な診断を要するものについては、劣化状況把握等の機能診断を行い、必要な長寿命化対策を進める必要がある。

③森林整備 【農林水産部】

- ・ 土砂災害や洪水、雪崩等の防止・緩和効果のある森林育成のため、間伐等の整備を進める必要がある。

④治山対策 【農林水産部】

- ・ 集中豪雨等の発生頻度の増加により山地災害の発生リスクが高まっており、山地災害危険地区の周知と併せて、荒廃森林や荒廃危険地における治山ダム等の整備を進める必要がある。

【重要業績指標】

- ① 日本型直接支払実施面積（多面的機能・中山間直払） 105,027ha（H27）／必要 110,000ha
- ② 基幹的農業水利施設 機能保全計画策定数 152箇所（H27）／必要 228箇所
- ③ スギ人工林間伐面積 6,799ha（H27）／必要 5,700ha
- ④ 山地災害防止機能等が適切に発揮された集落数 1,049集落（H27）

目標7. 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

最悪の事態 7-1 災害廃棄物の処理の停滞により復旧が大幅に遅れる事態

【想定】災害廃棄物処理が滞る

①災害時における廃棄物処理等の協力体制の構築 【生活環境部】

- ・ 災害が発生した場合、秋田県産業廃棄物協会と締結した協定に基づき、円滑に災害廃棄物処理の協力が行われるよう、日頃から協定書の確認を行うなど、関係機関の連携を推進する必要がある。

②災害廃棄物の処理体制の整備 【生活環境部】

- ・ 災害が発生した場合に、地域防災計画に基づき、県及び市町村が連携しながら災害廃棄物の円滑な処理を行うため、日頃から、協力事業者等に関する情報を共有するなど、関係機関の連携を推進する必要がある。
- ・ 災害廃棄物処理の具体的な対応が求められる市町村においては、迅速な処理体制を構築するため、「災害廃棄物処理計画」を策定する必要があることから、未策定の市町村に対し助言等を行い、「災害廃棄物対策指針」に基づく早期の計画策定を促進する必要がある。

最悪の事態 7-2 復旧・復興を担う人材の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態

【想定】災害時に建設事業者の協力が得られない

①災害対応に不可欠な建設業との連携 【総務部、建設部】

- ・ 県は、秋田県建設産業団体連合会、一般社団法人秋田県建設業協会等と災害時における応急対策に関する協定を締結し、建設関係団体との協力体制を構築しているところであるが、引き続き建設関係団体との連携を図っていく必要がある。

②建設産業の担い手の確保・育成

- ・ 建設産業においては、若年者の減少と就業者の高齢化の進展により担い手不足が深刻化しており、県では「建設業担い手確保育成支援事業」等により、建設業団体等が実施する担い手確保・育成の取組を支援しているところであるが、関係機関との連携を図りながら、さらに取組を強化する必要がある。【建設部】
- ・ 建設業就業者の高齢化とともに、若年者など新規就業者の定着が課題となっている。【一般社団法人秋田県建設業協会】

【想定】災害ボランティアの受入れが滞る

③災害ボランティアセンターの設置・運営 【健康福祉部】

- ・ 大規模災害時に「災害ボランティアセンター」を迅速に設置し、ボランティア活動が円滑に行われるよう、市町村は、市町村社会福祉協議会等と連携して「災害ボランティアセンター設置・運営マニュアル」を策定する必要がある。

④災害ボランティアコーディネーターの養成 【健康福祉部】

- ・ 秋田県社会福祉協議会と連携して、災害ボランティアセンターにおいて、ボランティア活動をコーディネートする「災害ボランティアコーディネーター」の養成研修を実施している。

【重要業績指標】

- ③ 災害ボランティアセンター設置・運営マニュアル策定済み市町村数 18市町村 (H27)
- ④ 災害ボランティアコーディネーターを10名以上養成した市町村数 10市町村 (H27)

【想定】災害時に地域コミュニティ機能が減退する

①元気ムラ活動への支援 【企画振興部】

- ・ 県と市町村で構成する地域コミュニティ政策推進協議会は、地域の課題解決を図りながら将来の地域づくりに取り組む地域の活動を元気ムラ活動と位置付け、人口減少社会においても各地域が住民主体の地域活動を持続できるよう支援している。

②共助組織の立ち上げ支援 【企画振興部】

- ・ 少子高齢化の進展等により、除排雪作業の支援が必要な高齢者世帯が増加しているとともに、地域の雪処理の担い手が不足しているため、地域住民が主体となって除排雪を行う共助組織の立ち上げ支援など、少子高齢化が進む地域の除排雪体制の強化に向けた取組が求められている。

③秋田県除雪支援ボランティアネットワークの強化 【健康福祉部】

- ・ 秋田県社会福祉協議会が事務局となって、雪害発生時に高齢者世帯など要配慮者世帯への除排雪等の緊急的な支援が必要となった地域に、市町村からの要請により県内外のボランティアを速やかに派遣する体制を構築している。

④自主防災活動の充実・強化

再掲 1-7① 【総務部】

- ・ 市町村は、自助・共助による自発的な防災活動の促進を図るため、地域住民に対し、自主防災組織の結成を働きかける必要がある。県内の自主防災組織率は、全国平均を下回っており、組織数の拡大と併せて、活動の充実・強化を図る必要がある。

⑤消防団への加入促進

再掲 2-3⑨ 【総務部】

- ・ 社会情勢の変化等により減少傾向にある消防団員の確保のため、市町村と連携した広報活動を行うとともに、機能別消防団、勤務地団員の制度等の導入や消防団協力事業所の認定促進等を市町村に働きかける必要がある。

【重要業績指標】

- ① 元気ムラ活動公開地区数 72 地域 337 集落 (H27)
- ② 共助組織数 24 組織 (H27)
- ③ 要配慮者世帯に対する支援体制（ボランティア派遣又は一部助成等の経済的負担軽減策）を整備している市町村の割合 100% (H27 達成済み)
- ④ 自主防災組織率（1-7①の再掲） 県 77.3%、全国 81.0% (H27)
- ⑤-1 消防団員数の条例定数充足率（2-3⑨-1の再掲） 89.9% (H27)
- ⑤-2 機能別消防団制度導入市町村数（2-3⑨-2の再掲） 8市町村 (H27)
- ⑤-3 勤務地団員制度導入市町村数（2-3⑨-3の再掲） 11市町村 (H27)
- ⑤-4 消防団協力事業所数（2-3⑨-4の再掲） 354事業所 (H27)